



ホテル・旅館(簡易宿所)建築禁止エリア

都市計画用途地域

- 第一種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域

観光Ⅰ地区

特定用途制限地域の内、観光Ⅰ地区と観光Ⅱ地区を**除く**エリア

観光Ⅰ地区、観光Ⅱ地区

建築物の敷地がそれぞれの地域地区にまたがっている場合

- ・建蔽率…加重平均
- ・容積率…加重平均
- ・用途地域・特定用途制限地域…敷地の過半が属している方

※景観地区に関しては景観条例を参照してください。

- ホテル・旅館(簡易宿所)建築(用途変更)禁止エリア
- 3,000㎡以下の建築は可能

※旅館業法上の簡易宿所は建築基準法上はホテル・旅館に分類されるため簡易宿所であってもホテル禁止エリアには建築等ができません。
また既存の建物を改修してホテル等へ用途を変更する場合、延べ床面積が200㎡以下で確認申請の提出は不要となったとしても、ホテル等への変更は認められません。

S=1:20,000

0 40 80 120 160 200 m